

【那覇市介護予防・日常生活支援総合事業】令和6年度介護報酬改定におけるFAQについて

頂番	サービス種類	質問	回答	参考	回答掲載日
1	A2（訪問独自）	請求する際、「1月あたり」と「1回あたり」で請求する基準を教えてください。	<u>「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」のみを提供している場合</u> 月の利用回数に合わせて、月額包括報酬・1回あたりの単価を選択し、算定してください。 【週1回利用】月4回までの利用：単価で算定、月5回以上の利用：月額包括報酬で算定 【週2回利用】月8回までの利用：単価で算定、月9回以上の利用：月額包括報酬で算定 ※詳細については、「令和6年度那覇市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス・通所型サービスの介護報酬改定について」（令和6年4月26日付那覇市事務連絡）の2月額包括報酬・1回あたりの単価の選択の判断について（標準的なサービスの場合）をご参照ください。 <u>「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」と「生活支援のみ」等のサービスを混在して提供している場合</u> 提供サービスが混在している場合は、頻度・合計回数に関わらず、それぞれ1回あたりの単価で算定してください。 <u>「生活支援のみ」、「短時間の身体介護」を提供している場合（「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」以外の提供）</u> 頻度・合計回数に関わらず、それぞれ1回あたりの単価で算定してください。	○「令和6年度那覇市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス・通所型サービスの介護報酬改定について」（令和6年4月26日付那覇市事務連絡）	2024/5/23
2	A2（訪問独自）	「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」とは何か。	「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」とは生活援助・身体介護を行う60分程度のサービスになります。 身体介護の範囲については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）及び「「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について」（平成30年3月30日厚生労働省老健局振興課長通知）に示されているとおりとなります。 ※一部改正により身体介護の範囲が拡大していることにご留意ください。	○「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知） ○「「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について」（平成30年3月30日厚生労働省老健局振興課長通知）	2024/5/23
3	A2（訪問独自）	介護度に関係なくプランに応じて利用回数の定めてよいか。	「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（令和3年3月19日老認発0319第3号）の一部改正により利用対象像の規定が削除されていることから、利用回数については、介護度に拘らず、柔軟な設定が可能と判断していますが、無制限に認められるものではなく、利用者の状態像に合わせて適切なプラン作成を行ってください。	○「「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和6年3月15日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）	2024/5/23
4	A2（訪問独自）	20分～45分の生活援助、45分以上の生活援助を利用した場合、月5回以上のサービスを利用した場合は月額包括報酬になるのか。	「20分～45分の生活援助」、「45分以上の生活援助」を利用した場合は、単価での算定になります。	○「令和6年度那覇市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス・通所型サービスの介護報酬改定について」（令和6年4月26日付那覇市事務連絡）	2024/5/23
5	A6（通所独自）	送迎減算の適用はあるのか。	送迎減算の適用対象となります。	○「「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和6年3月15日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）	2024/5/23
6	A6（通所独自）	令和6年度運動器機能向上加算が廃止になり、基本報酬に包括化となっているが、計画書は従来通りの書式で計画と評価を作成する必要があるか。	基本報酬に包括化されていることから、「介護予防サービス・支援計画書」に運動器機能向上サービスの内容を記載することで足りると判断しています。従来書式を使用して運動器機能向上サービスの内容を記載して頂いても構いません。 現時点においては、国よりガイドライン等が示されていない為、ガイドライン等方針が示された場合は本市ホームページ等で改めて通知いたします。		2024/5/23
7	A6（通所独自）	「介護予防サービス・支援計画書」の中に運動器機能向上に関する内容を含めることが可能であるとの事だが、計画書に記載する内容の記入方法について教えてください。	現時点においては、記載に必要な項目等について、国からのガイドラインが示されていないことから、ガイドライン等方針が示された場合は本市ホームページ等で改めて通知いたします。		2024/5/23
8	A6（通所独自）	運動器機能向上加算が廃止になり、基本報酬に包括化となっているが、モニタリングはする必要があるか。	従来通りの頻度で行っていただき、必要に応じてアセスメントを実施してください。		2024/5/23
9	AF（介護予防ケアマネジメント）	居宅介護支援において、同一建物減算が新設されたが、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援にも適用されるのか。	令和6年介護報酬改定の告示において、介護予防支援については、特に示されていないことから、現時点においては、介護予防支援への適用はないと判断しています。厚生労働省よりガイドライン等が示される場合については、改めて通知いたします。		2024/5/23
10	A2（訪問独自）	「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」と「生活支援のみ」等のサービスを混在して提供している場合において、「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」の回数が5回を超えた際は当該サービスのみ月額包括報酬での請求となるのか。	提供サービスが混在している場合は、頻度・合計回数に関わらず、それぞれ1回あたりの単価で算定してください。		2024/6/5
11	A2（訪問独自）	「短時間の身体介護」における短時間の規定はあるのか？	現時点においては、国のガイドライン等が示されていないことから、介護給付と同じく20分未満としています。		2024/6/5

項番	サービス種類	質問	回答	参考	回答掲載日
12	A2（訪問独自）	これまでは月途中で訪問の回数を変更することはできなかったが、単価制が基本となったことで月途中で回数を変更することができるのか。	単価制でケアプランを作成している場合については、プランの見直しを行い変更することは可能です。 ただし、月額包括報酬制でケアプランを作成している場合については、従来とおり翌月からの変更となります。		2024/6/5
13	A2（訪問独自）	ショートステイを計画した場合、または月途中で区分が変更となった場合など、日割りで計算するのか。	月額包括報酬でケアプランを作成している場合については、日割りで算定を行ってください。単価制でケアプランを作成している場合については、日割りの算定は不要です。		2024/6/5
14	A2（訪問独自）	生活援助と身体介護を組み合わせて計画することはできるのか。	1日のうち、朝夕の2回に分けて、生活援助と身体介護を提供する等、柔軟な提供が可能です。 ※1度に生活援助と身体介護の両方を提供する場合については、「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」としての提供になりますので、ご注意ください。		2024/6/5
15	A2（訪問独自）	初回利用時について、日割り計算を行う必要があるか。	月額包括報酬でケアプランを作成している場合については、日割りで算定を行ってください。単価制でケアプランを作成している場合については、日割りの算定は不要です。		2024/6/5